

発行(合併後 NO. 61)

平成29年10月2日

天竜商工会(本所・支所)

〒431-3314

浜松市天竜区二俣町二俣 425-5

TEL 925-5151

FAX 925-3651

http://e-tensho.com/

mail tenryu@e-tensho.com



歴史と文化 伝承の里 ほくえん

木多の里だより

○春野支所

〒437-0605 春野町気田 814-2

TEL989-0182 FAX989-1295

○佐久間支所

〒431-3901 佐久間町佐久間 2235-1

TEL965-0325 FAX965-1447

○水窪支所

〒431-4101 水窪町奥領家 2950

TEL987-0432 FAX987-1994

商工会総代選挙について

来年度は、役員任期満了に伴う改選期にあたるため、定款の定めに従い総代選挙を実施いたします。

つきましては、総代に立候補される方は、「立候補者届書」に必要事項をご記入の上、お届け下さるようお願い申し上げます。

尚、届出用紙は、各支所に置いてあります。

天竜商工会総代選挙 立候補者届書

フリガナ	性別	男・女
候補者名		
生年月日	大正・昭和・平成	年 月 日 生
企業名	役職	
業種		
企業所在地		
立候補地区 又は業種別部会		

上記のとおり立候補の届け出をします。

平成 年 月 日

天竜商工会長 様

立候補者氏名

〔商工会受付処理欄〕

受付日	受付番号	被選挙権確認	立候補者名簿記載確認

立候補届出用紙(雛形)

1. 立候補届出締切

平成29年11月30日(木)

17:00 締切

※ 郵送、FAX、E-Mail、代理人による届出は、受付できません。

2. 立候補届書提出先

< 天竜商工会 >

天竜支所・春野支所

佐久間支所・水窪支所

店舗オーナーの皆様、
レジ導入に補助金が使えます。

複合税率(8%・10%)
対応レジスターに
国から2/3の補助金が出ます。

飲食料品
扱い店が
対象です。

- 当社が代理申請いたします。
- 最高額20万補助金。
- 購入金額を一口ご入金いただき、後ほど2/3の金額が振り込まれます。(地デジの補助金と同様です。)

〔国への補助金確認先〕
軽減税率対策
補助金事務局
0570-081-222
インターネットでも確認可能

従業員を雇用している
事業主様へ ~お知らせ~

平成30年4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げになります。

◎民間企業	現行 2.0%	⇒ 2.2%
◎国、地方公共団体等	現行 2.3%	⇒ 2.5%
◎都道府県等の教育委員会	現行 2.2%	⇒ 2.4%

事業主の皆さまへ(ハローワークからのお知らせ)

雇用保険の届出に
マイナンバーの記載が必要です。

1 雇用保険の届出に必ずマイナンバーを記載してください

(1) マイナンバーの記載が必要な届出・申請書などは次のとおりです。

- ① 雇用保険被保険者資格取得届
- ② 雇用保険被保険者資格喪失届
- ③ 高齢者雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高齢者雇用継続給付支給申請書
- ④ 育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書
- ⑤ 介護休業給付金支給申請書

【マイナンバー制度関係資料】

- 雇用保険関係のFAQや様式(厚生労働省ホームページ)
- 内閣官房ホームページ
- 個人情報保護法ホームページ

【マイナンバー総合フリーダイヤル】

- ◆電話番号: 0120-95-0178 (無料)
- ◆受付時間: 平日 9:30~20:00 土日祝 9:30~17:30 (年末年始除く)

消費税率の軽減税率制度が実施されます

平成28年4月
国税庁
平成28年11月改訂

軽減税率制度の実施時期	平成31年10月1日(消費税率の引上げと同時に)
消費税率等	標準税率は10%(消費税率7.8%、地方消費税率 ^(注) 2.2%) 軽減税率は8%(消費税率6.24%、地方消費税率 ^(注) 1.76%) (注)地方消費税率の税率は、消費税額の78分の22
軽減税率の対象品目	① 酒類・外食を除く飲食料品 ② 週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)
帳簿及び請求書等の記載と保存	・対象品目の売上げ・仕入れがある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等の発行や記帳などの経理(区分経理)を行っていただくこととなります。 ・仕入税額控除の要件は、現行、「帳簿及び請求書等 ^(注1) 」の保存ですが、軽減税率制度実施後は、こうした区分経理に対応した帳簿及び請求書等 ^(注2) の保存が要件となります(区分記載請求書等保存方式)。 (注)1 「請求書等」には一定の領収書や納品書、レシート等も含まれます。 2 「区分記載請求書等」といいます。なお、平成35年10月からは「区分記載請求書等」に代わり、「適格請求書等」の保存が要件となります(適格請求書等保存方式)。
税額の計算	・売上げ及び仕入れを税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。 ・区分経理が困難な中小事業者の方には、経過措置として売上げに係る税額(売上税額)又は仕入れに係る税額(仕入税額)の計算の特例があります。

《消費税率の引上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に変更されたことに伴う改正点》

内容	改正前	改正後(平成28年11月改正)
軽減税率制度の実施時期	平成29年4月1日	平成31年10月1日
区分記載請求書等保存方式の適用期間	平成29年4月1日~平成33年3月31日	平成31年10月1日~平成35年9月30日
適格請求書等保存方式の導入時期	平成33年4月1日	平成35年10月1日
税額計算の特例の対象者	中小事業者以外の事業者も対象	中小事業者のみが対象 ※適用対象となる期間が変更

~飲食料品の取扱い(売上げ)がない場合や免税事業者の場合も軽減税率制度への対応が必要です~

課税事業者の方

- ・軽減税率対象品目の売上げ・仕入れの両方あり
例) 飲食料品を取り扱う小売・卸売業(スーパーマーケット、青果店等)、飲食業(レストラン等)
- ・軽減税率対象品目の仕入れのみあり
例) 会議費や交際費として飲食料品を購入する場合等

- ①発行する請求書等は区分記載請求書等へ
- ②取引先から、区分記載請求書等を受領し、日々の取引を税率ごとに記帳(区分経理)
- ③申告時の税額計算
※仕入れのみの場合は②と③

- 1 軽減税率の対象となる品目
- 2 帳簿及び請求書等の記載と保存
- 3 税額計算の特例
をご覧ください。

免税事業者の方

軽減税率対象品目の売上げあり

- 課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

- 1 軽減税率の対象となる品目
- 2 帳簿及び請求書等の記載と保存
をご覧ください。

~最低賃金確認しましたか?~

静岡県 最低賃金 が改定されました

雇ううえでも、働くうえでも、最低限のルール!
使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金!!

平成29年10月4日から

832円

25%
UP

<時給額>

厚生労働省

旅館業、製造業、農林水産物等販売業等の皆様へ

過疎地域において県税の税制特例が活用できるようになりました！

静岡県では、過疎地域の安定的な就業機会の確保や産業振興の促進を図るため、県税の特例制度を創設しました。これにより、各種要件に該当する場合は、既に制度化されている国税（所得税・法人税）の割増償却のほか、県税（事業税・不動産取得税等）の軽減措置も受けることができます。

県税の特例制度の内容

県税の特例とは、対象業種を営む事業者が、**過疎地域の区域内**で、その事業に使用する**設備（建物及び付属設備、機械及び装置等の減価償却資産）を新設又は増設**し、供用した場合などに、県税（法人事業税・個人事業税・不動産取得税等）の軽減ができる制度です。（土地は、取得から1年以内に建物の建設に着手した場合に対象）

※対象地域⇒浜松市（旧春野町、旧龍山村、旧佐久間町、旧水窪町）

市町村税の特例制度の内容

過疎地域を含む市町では、**市町村税（固定資産税）**に対して、**県税と同様の制度があります**。詳しくは、各市町の税務担当課へお尋ねください。

国税の特例制度の内容

国税（所得税・法人税）の特例とは、対象業種を営む事業者が、過疎地域の区域内で、その事業に使用する設備等（機械・装置、建物・附属設備、構築物）を取得等し、供用した場合に、特別償却ができる制度です。詳しくは、最寄りの税務署へお尋ねください。

※対象地域⇒浜松市（旧春野町、旧龍山村、旧佐久間町、旧水窪町）

問い合わせ先

区分	連絡先	電話
県税について	浜松財務事務所	法人事業税 053-458-7141
		個人事業税 053-458-7141
		不動産取得税 053-458-7146
市町村税について	浜松市資産税課	053-458-7146
国税について	浜松東税務署	053-458-1111

～日本政策金融公庫からのお知らせ～

「まち・ひと・しごと創生貸付利率特例制度の創設」

【創設の概要】

- 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標の達成に貢献する方を支援する特例制度を創設しました。
- 要件を満たす方は、対象制度に定める利率から **0.1%** 引き下げます。

◎対象制度：一部を除く普通貸付、特別貸付、経営改善資金貸付及び生活衛生貸付（衛経を含みます）

- ◎対象者：①地方で、新たに1名以上（従業員21名以上の場合は3名以上）の若者（35歳未満）を雇用する方
 ②本社を東京23区から地方に移転する方または店舗・事務所、工場等を地方に新設もしくは増設する方
 ③次世代育成支援対策推進法に基づく[くるみん認定]を受けた方
 ④まち・ひと・しごと創設法に基づく地方版総合戦略により、地方創生に資する事業として、地方公共団体が認めた事業を行う方

◎使いみち：対象制度に定めるお使いみち

ただし、対象者①、②の設備資金は地方におけるものに限りま

緊急事態！！労働災害が増加しています！

労働災害の減少に向けた取組を行いましょ

詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

「STOP！転倒災害プロジェクト」特設サイト

～天竜商工会女性部活動報告～

天竜商工会女性部では、他商工会女性部との交流を目的とした「おもてなし交流事業」の一環で、天竜独自の「おもてなしメニュー」を企画し、県内から三か所の女性部員さんにお越しいただきました。当日は、地元の観光名所や地元特産品を味わい、天竜区内の魅力を堪能していただき、楽しい一日を過ごされました。



～視察受入状況～

- 1.日 時：平成29年7月25日(火)
商工会：長泉町商工会女性部
- 2.日 時：平成29年9月13日(水)
商工会：富士市商工会女性部
(写真掲載)
- 3.日 時：平成29年9月27日(水)
商工会：御前崎市商工会女性部

「地球発！いいもの」の募集について

厚生労働省では、地域で行われているものづくり産業振興、技術者育成等に資する特色ある取組や制度を広く周知することにより、地域における技術振興や技能尊重の気運をさらに高め、ひいては地域の活性化を図ることを目的として、「地球発！いいもの」を募集しています。

◆募集内容 以下の取組又は制度を募集します。

- ①ものづくり産業に係る技能の振興に資するような地域における取組又は地域で制定した制度
- ②ものづくり産業に係る技術者育成に資するような地域における取組又は地域で制定した制度
- ③その他ものづくり産業の振興や地域の活性化に資するような地域における取組又は地域で制定した制度

◆応募期限 下半期：平成29年12月8日(金) 17:00 必着

詳しくは ☎ 424-0881 静岡市清水区桶160

静岡県地域技能振興センター（県職業能力開発協会）

電話番号 054-344-0202

行事予定



<10月>

- 14日(土) ザ・山フェス 10:30～16:00
 15日(日) ザ・山フェス 10:00～16:00 <市ギャラーモール ソラモ>
 →問合せ先：浜松市市民協働・地域政策課 TEL457-2243
 22日(日) 第31回峠の国盗り綱引き合戦 10:30～13:00<ヒョー越峠>
 →問合せ先：峠の国盗り綱引き実行委員会 TEL987-2100
 26日(木) 「採りたて市」出展（観光部）<市ギャラーモール ソラモ>
 29日(日) 佐久間ゲーム神まつり 10:00～15:00 <佐久間ゲーム湖岸広場>
 →問合せ先：天竜区観光協会佐久間支部 TEL 965-1651

<11月>

- 3日(金・祝) 第46回天竜産業観光まつり 9:30～15:30
 <クローバー通り商店街>
 →問合せ先：天竜観光産業まつり実行委員会 TEL925-1721
 5日(日) 第22回みさくぼ夢街道 9:30～15:00 <水窪商店街通り>
 →問合せ先：みさくぼ夢街道実行委員会 TEL987-2100
 12日(日) 2017 ほととびあかつやま産業祭 9:30～14:00
 <龍山総合グラウンド>
 →問合せ先：ほととびあ龍山産業祭実行委員会 TEL966-2111
 12日(日) 2017 フェスタさくま 9:00～15:00
 <佐久間協働センター駐車場>
 →問合せ先：フェスタさくま実行委員会 TEL965-0325
 15日(水) 一日公庫 10:00～15:00 天竜商工会本所
 17日(金) 商工業事業所交流会 17:00～18:30 <天竜 納涼亭>
 講演内容…消費税増税時代に中小企業が今からできる防衛策
 →問合せ先：天竜商工会 TEL925-5151 受付 16:30～
 18日(土)・19日(日) 第42回はるの産業まつり 9:00～15:00
 (土) 10:00～15:00・(日) 9:00～15:00<春野協働センター>
 →問合せ先：はるの産業まつり実行委員会 TEL983-0001